

その他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表

◆平成25年度に実施するものの公表

政令で定める事業	航路及び航空路における輸送の維持及び人の往来に要する費用の低廉化に関する事業		石油製品の価格の低廉化に関する事業
事業の内容	<p>離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航路の確保・維持を図るため、120航路109事業者に対して支援する。</p> <p>羽幌―天売(焼尻島、天売島) 女川―江島(出島、江島) 塩竈―朴島(桂島、野々島、寒風沢島、朴島) 石巻―長渡(田代島、網地島) 酒田―飛島(飛島) 粟島―岩船(粟島) 小木―直江津(佐渡島) 輪島―舢倉島(舢倉島) 八丈島―青ヶ島(八丈島、青ヶ島) 東京―八丈島(三宅島、御蔵島、八丈島)等</p>	<p>離島航空路線の維持を図るため、離島の住民の生活に必要不可欠な路線の運航を支援する。</p> <p>利尻空港―丘珠空港(利尻島) 奥尻空港―函館空港(奥尻島) 大島空港―東京国際空港(大島) 新島空港―調布空港(新島) 神津島空港―調布空港(神津島) 三宅島空港―東京国際空港(三宅島) 八丈島空港―東京国際空港(八丈島) 対馬空港―長崎空港(対馬島) 福江空港―長崎空港(福江島) 吉岐空港―長崎空港(吉岐島) 喜界空港―奄美空港(喜界島) 徳之島空港―奄美空港(徳之島) 沖永良部空港―与論空港(沖永良部島) 与論空港―奄美空港(与論島) 粟国空港―那覇空港(粟国島) 与那国空港―那覇空港(与那国島)</p>	<p>離島のSSが島民にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう200島の離島に対して支援する。</p> <p>基本的に、下記3つの輸送形態毎に補助単価を設定しており、本土生活圏からの距離や価格差に応じて、島毎に調整して補助単価を設定している。</p> <p>【油槽所のある離島(7～10円)】 (7円)小豆島 (10円)八丈島、佐渡島、奄美大島等</p> <p>【ローリー配送の離島(10～15円)】 (10円)佐久島、弓削島、御所浦島等 (15円)礼文島、小値賀島、上甕島等</p> <p>【ドラム缶輸送の離島(15円～70円)】 (15円)焼尻島、青島、竹島等 (20円)初島、男鹿島、祝島、下甕島等 (25円)奈留島、久賀島、請島等 (35円)利島、新島、中之島、小宝島等 (40円)青ヶ島 (55円)父島 (70円)母島</p>

◆関連する施策として公表

関連する国の施策	地域公共交通確保維持改善事業のうち 離島航路補助金	地域公共交通確保維持改善事業のうち 離島航空路補助金	離島ガソリン流通コスト事業
事業の目的	<p>生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たった様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。</p>		<p>本土と比較し割高になっている離島のガソリン価格を実質的に下げることを目的とする。</p>
事業の概要等	<p>離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航路の確保・維持を図るため、航路事業者に所要の補助を行う。</p> <p>(補助の主な要件) ・本土と離島、離島間を連絡する航路で唯一の交通手段であること。 ・航路収支における赤字が見込まれる航路であること。等</p>	<p>離島航空路線の維持を図るため、離島の住民の生活に必要不可欠な路線の運航費の一部補助を行う。</p> <p>(補助の主な要件) ・最も日常拠点性を有していること。 ・代替交通機関(海上運送等)の所要時間が概ね2時間以上であること。 ・路線収支における赤字が見込まれる路線であること。等</p>	<p>離島のSSが島民にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講ずる。</p> <p>(補助の主な要件) ・給油所等ガソリン販売店が、離島で消費されるガソリンを消費者に値引き販売すること。</p>